

▼ 滞在地、転出先での不在者投票

宮津市の選挙人名簿に登録されている宮津市長選挙・宮津市議会議員一般選挙の選挙権を有する方（登録住所へ入場券を発送しています）で、宮津市の投票所へ来れない次のような方は、滞在地、転出先で不在者投票ができます。

- ① 旅行や出張等で長期不在の方
- ② 18歳以上の学生の方 など

▼このような手順で・・・

■郵送の場合

「不在者投票宣誓書兼請求書」をA4普通紙にプリントアウトし、投票日に投票所に行けない事由、請求日、氏名、生年月日、現住所を記入して、宮津市選挙管理委員会あてに郵送してください。

あて先：〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の 1
宮津市選挙管理委員会事務局

■電子申請による請求の場合

滞在地での不在者投票の場合、パソコンやスマートフォンで電子申請による投票用紙の請求もできます。（市ホームページにリンクが貼ってあります）
※パソコンやスマートフォンでの電子申請にはマイナンバーカードを読み取るカードリーダーや対応スマートフォン、マイナポータルAPのインストールなど事前準備とマイナンバーカードによる電子署名が必要です。

選挙管理委員会から投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書を送付します。

送付された投票用紙等を、そのまま持って、現在滞在している最寄りの選挙管理委員会へ行って投票してください。（※自宅で投票することはできません。）

※注意）土曜日等の閉庁日は、不在者投票を受け付けていない選挙管理委員会がありますので、滞在地の選挙管理委員会に、あらかじめ問い合わせてください。

投 票

投票したものは、滞在地の選挙管理委員会から宮津市選挙管理委員会に送付され、投票日に指定の投票所に送致し、投函します。

※ なお、郵送などに日数がかかりますので、お早めに手続きください。